

結城市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集要項

1. 目的

「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律」により、気候変動適応法第21条に、極端な高温の発生時において市民等が暑さをしのぐために開放する施設として、市町村長が指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター」という。）の設置（指定）をすることができる旨が規定されました。

結城市では、熱中症による健康被害を防止し、市民の生命と健康を守るため、公共施設・民間施設問わず熱中症特別警戒アラートの発令時において開放するクーリングシェルターの指定を考えております。また、指定された施設においては、協定書に定める期間中の暑い日に、どなたでも休息できるスペース（以下、「涼み処」という。）としての使用もご協力いただきたいと考えております。

本要項は、クーリングシェルターとして協働で取り組んでいただける施設の募集において、必要な事項を定めるものです。

2. 実施内容

クーリングシェルターは、市民が暑熱を避け休息を取ることができる場所として、次の内容を実施します。

- ① 各施設の出入口等、見やすい場所へのクーリングシェルターのマーク掲示
- ② 訪れた市民が休憩できる椅子・ソファ等休息エリアの確保
（既設のものでも可）
- ③ 冷房設備の適切な管理

3. 運用期間

クーリングシェルターの運用期間は、熱中症警戒アラート運用期間※（4月第4水曜日～10月第4水曜日）とします。

なお、運用することができる日及び時間帯は、各施設の実情に応じます。

※全国的に暑さ指数を予測し、熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、熱中症警戒アラートが発表される期間

4. 募集施設

施設の指定においては、次の要件を満たす施設を募集いたします。

- ① 市内の民間施設であること
- ② 定期的にメンテナンスされた冷房設備を有すること
- ③ 熱中症特別警戒アラートが発表された時に、住民に対し開放することができること
熱中症特別警戒アラートの発表時以外は、涼み処として開放できること（涼み処としての開放が難しい場合は、事前に市にご相談ください。）
- ④ 受入可能人数に応じて、必要かつ適切な空間を確保できること

- ⑤ 職員が常駐しており、利用者の観察や求めに応じて救護対応が取れること
- ⑥ 訪れた市民が熱中症予防のため飲料自販機・水道等により飲食が可能であること
- ⑦ 訪れた市民が自由に使えるトイレがあること
- ⑧ 電気使用料等、クーリングシェルター開放等に伴う必要な経費の負担は、施設管理者となることに承諾できること

5. 応募方法

以下の応募書類を健康増進課にメール又は郵送で提出してください。

応募は随時受け付けています。

- ・ 結城市クーリングシェルター応募用紙
- ・ クーリングシェルターとして利用できる範囲の写真、図面等（任意様式で可）

応募書類の受理後、応募内容を確認しクーリングシェルターとして適切であると認められた場合、協定書の締結を行います。

6. 応募先

結城市 保健福祉部健康増進課 管理係
〒307-8501 結城市中央町二丁目3番地
e-mail : hokencenter@city.yuki.lg.jp

7. クーリングシェルター協定に係る登録の解除

協定及び登録を解除する場合は、当該期間の満了の1か月前までに解除の旨を申し出る必要があります。申し出がない場合は、同一の条件で継続されているものとみなされます。

【お問合せ先】

結城市役所
保健福祉部健康増進課 管理係
電話 0296-32-7890
FAX 0296-32-8350